公示送達書

下記の者については、住所等が不明であり下記の書類が送達できないため、塩谷町長がこれを保管しておりますので、受領権限を有する者についてはいつでも交付しますので、来所のうえ受領ください。

なお、地方税法第２０条の２の規定により、公示をした日より７日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

令和 6年 3月 8日

栃木県塩谷郡塩谷町長 見形　和久

令和５年度　国民健康保険税更正（決定）通知書

送達を受けるべき者の住所、氏名及び書類の名称

タイ　PHAETMUEANGCHAN　PHUWADON